

○国土交通省告示第五十八号

建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第六十九号）の施行に伴い、監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件等の一部を改正する告示

（監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部改正）

第一条 監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第十七条の三十」を「第十七条の三十三」に改める。

（建設業法施行規則第十七条の十三第一項の規定により国土交通大臣の定める期日を定める件の一部改正）

第二条 建設業法施行規則第十七条の十三第一項の規定により国土交通大臣の定める期日を定める件（平成十六年国土交通省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十六第一項」に改める。

題名中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十六第一項」に改める。

（建設業法施行規則第十八条の三の四第一項第二号口の規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部改正）

第三条 建設業法施行規則第十八条の三の四第一項第二号口の規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成二十年国土交通省告示第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第十八条の三の四第一項第二号口」を「第十八条の六第一項第二号口」に改める。

題名中「第十八条の三の四第一項第二号口」を「第十八条の六第一項第二号口」に改める。

本則中「第十八条の三の四第一項第二号」を「第十八条の六第一項第二号」に改める。

（建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件の一部改正）

第四条 建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件（平成二十六年国土交通省告示第千九百九十四号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第十四条の二第一項第二号ト」を「第十四条の二第一項第二号リ」に改める。

題名中「第十四条の二第一項第二号ト」を「第十四条の二第一項第二号リ」に改める。

本則中「第十四条の二第一項第二号ト」を「第十四条の二第一項第二号リ」に改める。

附則

(施行時期)

- 1 この告示は、令和二年十月一日から施行する。
(建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の廃止)
- 2 建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和四十七年建設省告示第三百五十一号)は、廃止する。